

議案第60号

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例の制定について

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例)

第1条 養父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第13号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号</u> において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼

改 正 案	現 行
<p>いう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第2条 養父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第14号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与え</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為</p>

改 正 案	現 行				
<p>る行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 979 1117 1279"> <tr> <td data-bbox="210 979 663 1123"><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td> <td data-bbox="663 979 1117 1123"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1123 663 1279"><u>乳幼児に対する健康診査</u></td> <td data-bbox="663 1123 1117 1279"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職員)</p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

改 正 案	現 行
<p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定(兵庫県の区域に限る。)</u>によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。)を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する<u>事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

(養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例)

第3条 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第15号)の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道</p>

改 正 案	現 行
<p>府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定（兵庫県の区域に限る。）によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（虐待等の禁止）</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

（養父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）

第4条 養父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年養父市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（虐待等の防止）	（虐待等の防止）

改 正 案	現 行
<p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 (<u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定(兵庫県の区域に限る。)</u>によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の<u>国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項</u>に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する<u>事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所</u>にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。この条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。